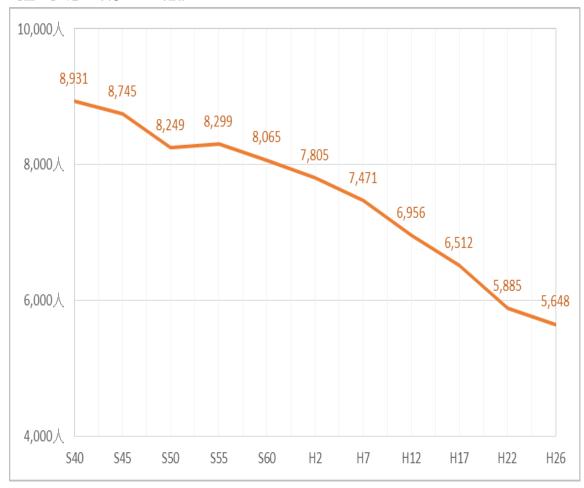
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

羅臼町の総人口は、1965年(昭和40年)の8,931人をピークに出生数の低下や転出者の増加などにより減少傾向が続き、2010年(平成22年)12月には6,000人を下回り、2018年(平成30年)5月末現在で5,087人まで減少している。(図1)

【図 1】羅臼町総人口の推移



資料:S40~H22 は国勢調査 H26 は住民基本台帳

年齢3区分別人口では、少子高齢化による年少人口の減少と老年人口の大 幅な増加が見られており、14歳までの年少人口また15歳~64歳までの生 産年齢人口は大幅な減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口である高齢者 は大幅な増加傾向にあり、今後、少子化や高齢化がさらに進むことが予想さ れる中、少子高齢化社会に対応した生産性の向上が必要となっている。(図2)

10,000人 8,299 8,065 7,805 7,471 8,000人 6,956 6,512 5,885 5,872 5,778 5,648 6,000人 5,414 5,012 4,579 4,193 3,745 3,516 4,000人 1,902 1,701 1,622 1.542 1,436 2,000人 1,354 1,297 1,278 769 586 525 1,080 1,041 917 786 696 0人 S55 S60 H2 Н7 H12 H17 H22 H26 ━総人口 −−−0~14歳 --15~64歳 ——65歳以上

【図2】羅臼町年齢3区分人口の推移

資料:S40~H22 は国勢調査 H26 は住民基本台帳

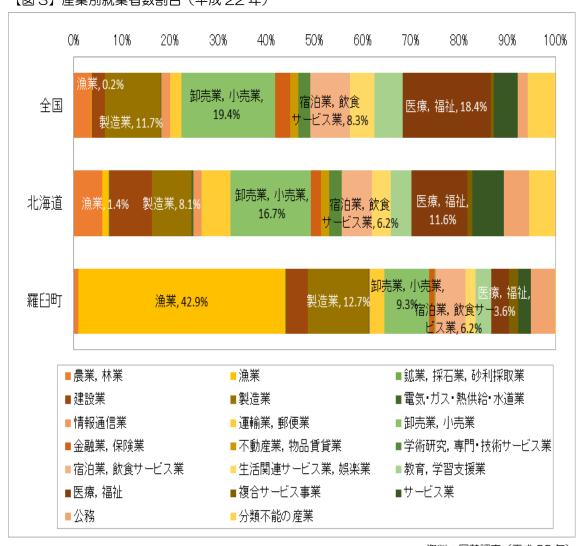
羅臼町の産業人口の特徴としては「漁業」の就業者が圧倒的に多く、全体の 42.9%を占める。ちなみに全国の「漁業」を占める割合は 0.2%、北海道では 1.4%である。

また、羅臼町の重要産業である観光業の「宿泊業・飲食サービス業」に関しては 6.2%となっており、全国の 8.3%より少なく、北海道の 6.2%とほぼ同等となっている。

その他の産業では、「製造業」において北海道よりも就業割合が多く、「卸売業・小売業」「医療・福祉」の就業割合が少なくなっている。

製造業における従業者数は、全就業者数の約 13%でありその大半が水産食料品製造業となっている。漁業と併せ、当町の就業者の約 6 割は水産関係に従事しており、当町の基幹産業となっている。(図3)

【図3】産業別就業者数割合(平成22年)



資料: 国勢調査(平成 22 年)

羅臼町内企業のほとんどは従業員 50 人以下であり、羅臼町の経済は中小企業によって支えられていると言える。

その一方で、全国的にも中小企業は製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、労働生産性が伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にある。(図 4)

このような中、羅臼町では、町内中小企業の労働生産性向上を図るため、 先端設備等の導入を支援していくことが喫緊の課題である。



[図4] 労働生産性の推移と賃上げ率

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業をいう。 また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

(2) 月標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

羅臼町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる地域は、羅臼町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

羅臼町内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、 各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 化導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画の計画期間 国が同意した日から3年間とする。
- (2) 先端設備等導入計画の計画期間 3年間、4年間、5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項
- (1)人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない 等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定を対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。